

多床室の室料負担の導入

介護老人保健施設、介護医療院、短期入所療養介護

導入の背景

○平成27年度より、介護福祉施設の多床室について、死亡退所が多く、事実上の生活の場として選択されていることから、在宅で生活する者との負担の均衡を図るため、一定の所得を有する入所者から、居住費（室料）の負担を求めることとされました。

○この度の介護報酬改定で、在宅でサービスを受ける者との負担の公平性を踏まえた上で、介護老人保健施設及び介護医療院の多床室についても、

- ・介護保険法上、日常生活を行うための施設となっているか
- ・実態として、死亡退所が多く、事実上の生活の場となっているか

といった観点から検討が行われ、**一部の類型の施設の多床室について、令和7年8月より室料負担の導入がされることとなりました。**

対象施設

○以下の要件に該当する介護老人保健施設及び介護医療院

①介護老人保健施設

- ・「その他型」又は「療養型」の介護保健施設
- ・療養室に係る床面積の合計を入所定員で除した数が8以上

②介護医療院

- ・Ⅱ型介護医療院
- ・療養室に係る床面積の合計を入所定員で除した数が8以上

③短期入所療養介護

- ・介護老人保健施設が行う短期入所療養介護⇒①を準用
- ・介護医療院が行う短期入所療養介護⇒②を準用

室料負担の仕組み

○該当の介護老人保健施設及び介護医療院の多床室について、基本報酬から室料相当額（▲26単位/日）を控除し、利用者負担を求めることとなります。

⇒ただし、該当の介護老人保健施設及び介護医療院における基準費用額（居住費）について、+260円/日を増額することで、利用者負担第1段階～第3段階の利用者については、補足給付により負担が増加しないよう配慮されます。

【多床室の基準費用額・負担限度額（令和7年8月から）】

(単位 日額・円/月額・万円)

	基準費用額		負担限度額							
			第1段階		第2段階		第3段階①		第3段階②	
	日額	月額	日額	月額	日額	月額	日額	月額	日額	月額
特養（すべて室料負担あり）	915	2.8	0	0.0	430	1.3	430	1.3	430	1.3
老健等（室料負担なしの場合）	437	1.3	0	0.0	430	1.3	430	1.3	430	1.3
老健等（室料負担ありの場合）	697	2.1	0	0.0	430	1.3	430	1.3	430	1.3

※第4段階の入所者に係る室料は施設と入所者間の契約により定める

※特養と老健等の室料相当額の差は居室面積等を考慮したもの

『介護保険制度の解説〈法令付〉（令和6年度版）』、社会保険研究所、P165 より

その他

○多床室の室料負担の導入とあわせて、加算届の様式も変更となる見込みです。

加算届の変更に伴い、介護老人保健施設及び介護医療院については、令和7年8月分の体制届の提出が必要となりますので、ご注意ください。

○詳細は、下記の資料を参照ください。

- ・厚生労働省HP「介護報酬改定における改定事項について」P142、P161

https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_38790.html

- ・「介護報酬の解釈①単位数表編（令和6年4月版）」社会保険研究所
P381、P953、P1039
- ・「介護保険制度の解説〈法令付〉（令和6年度版）」社会保険研究所、P165